

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第135回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年7月6日（木）9時30分～9時37分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、
大谷 和子、西村 暢史、西村 真由美、矢入 郁子

（以上7名）

（2）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
柴田料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を
改正する省令の一部改正について【諮問第3168号】

開 会

○三友部会長 おはようございます。朝早くからありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第135回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員9名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議事は、答申事項1件でございます。

議 題

答申事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について【諮問第3168号】

○三友部会長 諮問第3168号「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について」、審議いたします。

本件は、5月26日金曜日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、5月27日土曜日から6月26日月曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

その結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より、総務省が代わりに御報告する旨、言付かっております。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の柴田でございます。資料135-1を御覧ください。

本件は、電話網のIP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に係る

規定の整備を行うものです。具体的にはネットワークモデルとして用いる最新の長期増分費用モデル、LRICモデルを反映した算定方法とするための省令改正を行うものです。改正の概要については、本年5月26日の諮問の際に御説明した内容を47ページ以降に記載しております。

それでは、ユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結果を報告させていただきます。

資料下側の通し番号、3ページ目を御覧ください。本改正案につきましては、諮問の後、5月27日から6月26日までの間、意見募集が実施されまして、1者、個人からの意見の提出がございました。これを受けまして、ユニバーサルサービス委員会においては、6月30日から7月4日にかけてメール審議を開催いたしまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について調査・検討を行い、委員会としての考え方を取りまとめたものでございます。

4ページ目を御覧ください。意見1は個人からでございまして、附則別表第4第2に新設する「注」の意味合いは何か。改正前の同表においても「資本コスト」及び「保守コスト」の語があるが、その趣旨を明確化するものか。その場合、明確化する意味は何かとの御意見でございます。それに対する考え方につきましては、右側、考え方1のとおり、「資本コスト」及び「保守コスト」の語について、それらに含まれる複数の費用を明確に定義するためのものと承知しています、と記載しております。

資料下側の通し番号1ページ目にお戻りいただきまして、ユニバーサルサービス委員会の報告書でございます。1として、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添1のとおりである、として、これは先ほど申し上げました意見及び考え方でございます。

続いて、2、本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正については、次のとおり諮問された省令案に法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる、としております。修正とは、5ページ目以降の別添2の赤字見え消し、黄色マーカー部分であり、諮問時の案に誤記等がありましたので、それを修正するものでございます。申し訳ございません。

本日、御審議をいただき、改正が適当である旨の答申をいただけましたら、8月までに省令を公布・施行し、令和4年度に提供された電話のユニバーサルサービスに係る補填額の算定手続を進めていく予定です。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。

個人から1件、意見が出てまいりました。それに対する考え方も示されたとおりでございます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がございませんようですので、諮問第3168号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

○三友部会長　　以上で、本日の審議は終了いたしました。この機会に委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。次回の電気通信事業部会につきましては、また別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。短い会議でございましたが、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉　　会